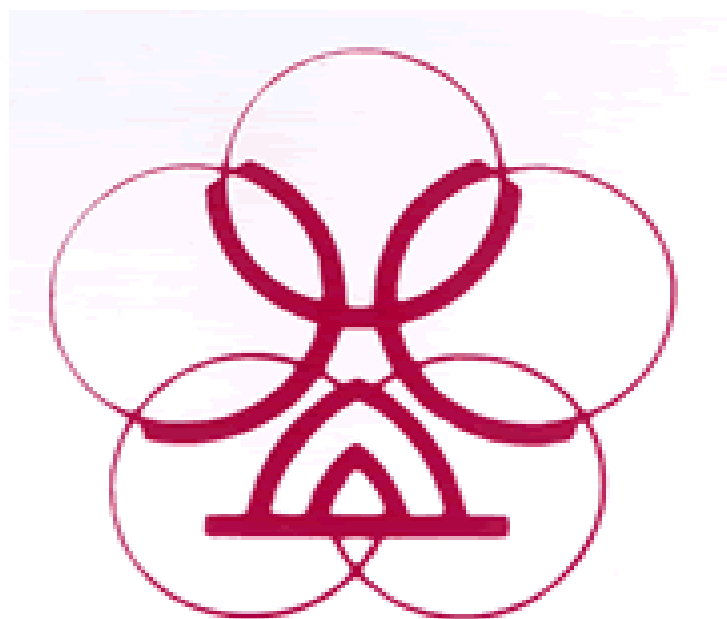


第2次益城町地球温暖化対策実行計画



平成26年12月

益 城 町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 対象となる温室効果ガス	2
5 対象となる事務事業	3
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1 温室効果ガスの算定方法	5
2 温室効果ガスの排出状況	5
第3章 温室効果ガスの削減目標	7
1 計画目標	7
第4章 温室効果ガスの排出削減のための取組	8
1 物品やサービスの購入に当たっての配慮	8
2 物品やサービスの使用に当たっての配慮	8
3 廃棄に当たっての配慮	9
4 設計、施工段階	10
5 管理段階	10
6 修理、解体段階	10
第5章 計画の推進、点検、評価	
1 計画の推進	11
2 実施状況の点検・評価	11
3 職員への研修等	11
4 計画の進捗状況の公表	11

1 章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球レベルの環境問題の一つである「地球温暖化」とは、人間の産業活動等によって人為的に排出された二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガス等の「温室効果ガス」によって地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。地球にふりそそぐ太陽光は地表での反射や熱として最終的に宇宙に放出されますが、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から反射された熱は地球の大気を素通りしてしまいます。その場合の平均気温はマイナス19℃になると言われており、ある程度の温室効果ガスは地球に生物が生息するためには不可欠です。

このように重要な役割を果たしている温室効果ガスですが、産業革命以降、人類は石油や石炭といった化石燃料を大量に採掘して消費するようになり、大気中の二酸化炭素濃度がこれまでと比べて急速に増加しました。このため、温室効果がこれまでよりも強くなり、地球温暖化に伴う様々な環境問題が世界中で表面化しています。

平成9年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において「京都議定書」が採択され、その後、平成17年に発効されました。京都議定書は、第一約束期間である平成20年から平成24年までの間に先進国や経済移行国からの温室効果ガス排出量を平成2年に比べて5%以上削減することを目的としており、これを達成するため、日本は排出量を平成2年比で6%削減することを約束していました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成10年10月に公布、平成11年4月に「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定され、国・地方公共団体については、法第20条の3において事務・事業活動から排出される温室効果ガスに関する計画策定・公表が義務付けられました。

我が国は京都議定書の第一約束期間が過ぎ、平成25年以降は「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）」のカンクン合意に基づき、平成32年までの削減目標として、平成17年度比3.8%削減を気候変動枠組条約事務局に提出し、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対

策に積極的に取り組んでいくものとしています。

このような状況を踏まえ、本町においても法第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として、「地球温暖化対策実行計画」を平成20年10月に策定しましたが、計画期間が終了することから、今回新たに「第2次益城町地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、法に基づき、益城町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を抑制するための措置などを定め、地球温暖化の防止を図ることを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度を初年度とし、平成30年度までの5年間とします。

なお、平成25年度の温室効果ガスの排出量を基準とします。

4 対象となる温室効果ガス

温室効果ガスは、法第2条第3項で6つの物質(表1-1)を規定していますが、市町村の規模能力に応じた実行計画を策定し、重点的に二酸化炭素を把握することとありますので、本計画では地球温暖化に一番影響がある二酸化炭素を対象とします。

表1-1 温室効果ガスの種類

- | |
|----------------------------|
| ①二酸化炭素 (CO ₂) |
| ②メタン (CH ₄) |
| ③一酸化二窒素 (N ₂ O) |
| ④ハイドロフルオロカーボン (HFC) |
| ⑤パーフルオロカーボン (PFC) |
| ⑥六フッ化硫黄 (SF ₆) |

5 対象となる事務事業

本計画の対象となる施設等は益城町が行う事務及び事業に係るもので、表1-2に示すとおりとします。ただし、民間に委託している事務及び事業に関するものは対象から除きます。

表1-2 対象施設等

課 名 等	施 設 等
総 務 課	庁舎 男女共同参画センター 公用車
住 民 生 活 課	公用車
健康づくり推進課	保健福祉センター 公用車
いきいき長寿課	公用車
福 祉 課	町民憩いの家 公用車
税 務 課	公用車
秘 書 広 報 課	公用車
農 政 課	公用車
建 設 課	公用車
子 ど も 課	益城幼稚園、第二幼稚園、 第一保育所、第二保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所 公用車
学 校 教 育 課	飯野小学校、広安西小学校、広安小学校、益城中央小学校 津森小学校、益城中学校、木山中学校
学校給食センター	学校給食センター 公用車

生涯学習課	町民グラウンド、福田グラウンド、津森グラウンド 広安グラウンド、益城町総合体育館、益城町町民体育館 益城町中央公民館、飯野分館、福田分館、津森分館 馬水集会場、平田集会場、四賢婦人記念館 益城町文化会館、交流情報センター 公用車
都市計画課	広崎公園、馬水公園、鎮守の森、秋津川河川公園 木山城趾公園、安永第二団地 公用車
水道課	益城町浄水場、配水地、第4水源地、第5水源地 第6水源地、第7水源地、第8水源地、第9水源地 飯野水源、小池配水地、大峯浄水場、福田加圧所、福田浄水場 福田配水地、テクノ水源地、田原配水地、東南部浄水場 東南部配水地、高遊原水源地、高遊原加圧所、潮井浄水場 公用車
下水道課	益城町浄化センター、福田農業集落排出施設 公用車

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの算出方法

温室効果ガス排出量の算出は、電気使用量・燃料の使用量毎に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められている排出係数を用いて算出します。

本計画で使用した排出係数は表2-1、算出方法は表2-2のとおりです。

表2-1 本計画で使用した排出係数

活動の種別	排出係数	単位
電気	0.378	kg-CO ₂ /kWh
LPG	3.0	kg-CO ₂ /kg
灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
A重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ

表2-2 温室効果ガス算出方法

温室効果ガス排出量	活動量×排出係数
二酸化炭素排出量	温室効果ガス×地球温暖化係数

2 温室効果ガスの排出状況

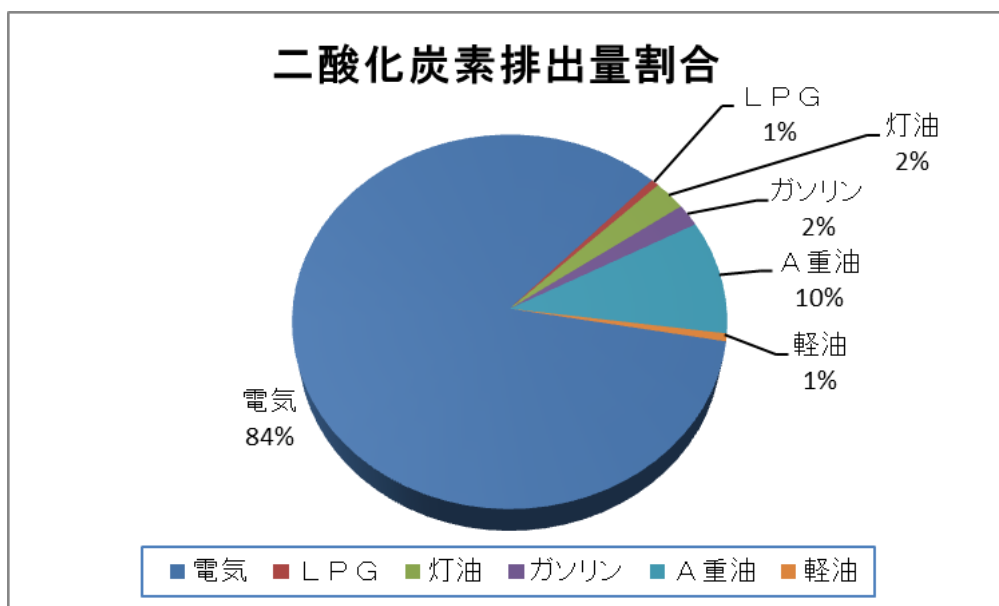
平成25年度における本町の事務及び事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は表2-3に示しています。

温室効果ガスの総排出量は3,109 t-CO₂で、排出量の割合は図2-1に示すとおりですが、電気の使用が84%と最も多く、A重油10%、灯油・ガソリン2%となっています。

表 2 - 3 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

活動の種別	使用量	単位	二酸化炭素排出量 (kg)
電気	6, 899, 933	kWh	2, 608, 175
LPG	6, 831	kg	20, 494
灯油	33, 208	ℓ	82, 688
ガソリン	26, 517	ℓ	61, 520
A重油	116, 055	ℓ	314, 509
軽油	8, 391	ℓ	21, 649
合 計			3, 109, 035

図 2 - 1 二酸化炭素排出量割合



第3章 温室効果ガスの削減目標

1 計画目標

目標年（平成30年度）における温室効果ガスの活動種別毎の使用量削減目標は表3-1に示すとおりですが、本計画における温室効果ガスの排出量全体の削減目標は、表3-2に示しているとおりで、平成25年度を基準年度として平成30年度までに5%削減することとします。

表3-1 活動種別毎の使用量削減目標

活動の種別	単位	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (平成30年度)
電気	kWh	6,899,933	6,554,936
LPG	kg	6,831	6,489
灯油	ℓ	33,208	31,547
ガソリン	ℓ	26,517	25,191
A重油	ℓ	116,055	110,252
軽油	ℓ	8,391	7,971

表3-2 温室効果ガスの排出量全体の削減目標

基準年度排出量 平成25年度	目標年度排出量 平成30年度	削減目標量
3,109,035kg-CO ₂	2,953,583kg-CO ₂	155,452kg-CO ₂

第4章 温室効果ガスの排出削減のための取組

前章の行動計画に基づき、次の具体的な取り組みを進めるための項目は、次のとおりです。

1 物品やサービスの購入に当たっての配慮

- ① 用紙類の購入
 - ・古紙配合率の高い用紙の使用
 - ・市中回収古紙を使用した製品の使用
 - ・白色度の低い製品の使用
- ② 電気製品
 - ・エネルギー消費効率の高い製品の導入
 - ・エネルギー消費効率の高い製品への更新
 - ・節水型製品の導入
 - ・耐用年数を考慮した節水型製品への更新
 - ・エネルギー消費の少ない自動販売機の導入・更新
 - ・自動販売機の台数見直し
- ③ 公用車
 - ・低公害車の導入
 - ・低燃費車の導入
- ④ 文具、事務機器等
 - ・再生紙が使用されている製品の購入
 - ・再生できる用紙類の購入
 - ・廃プラスチックから作られた製品の購入
 - ・その他紙以外の再生された製品の購入
- ⑤ その他
 - ・再利用が可能な製品の購入
 - ・長期使用が可能な製品の購入
 - ・環境ラベリング商品の購入

2 物品やサービスの使用に当たっての配慮

- ① 用紙類の使用
 - ・用紙類の使用量の削減
 - ・文書、資料の共有化

- ・コピー、印刷の適正化
 - ・ペーパーレスシステムの導入
 - ・再生紙使用マークの印刷
 - ・使い捨て製品の使用自粛
 - ・使用量の把握、管理
- ② 水の使用
- ・水使用量の抑制
 - ・使用量の把握、管理
- ③ エネルギーの使用
- ・電気使用量の抑制
 - ・使用量の把握、管理
- ④ 公用車の使用
- ・低公害車、低燃費車の優先的利用
 - ・台数の見直し
 - ・経済運転の徹底
 - ・車両整備
- ⑤ その他燃料の使用
- ・使用量の把握、管理
- ⑥ その他
- ・用紙、事務用品の再利用
 - ・製品の修繕

3 廃棄にあたっての配慮

- ① 減量化
- ・廃棄される用紙類の減量
- ② 資源化、再利用
- ・廃棄文書、図書等の資源化
 - ・用紙類の資源化
 - ・再利用への要請
 - ・資源回収品目の拡大
 - ・廃棄物情報の調査・周知

4 設計、施工段階

- ① 緑化など
 - ・ 周辺や敷地の緑化
- ② 温室効果ガスの排出の少ない設備の導入
 - ・ 燃料設備の改善
 - ・ 空調設備への配慮
- ③ 水の有効利用
 - ・ 水利用の合理化
 - ・ 雨水の利用
 - ・ 雨水の地下浸透
 - ・ 節水器具の導入
- ④ 省エネルギー
 - ・ 断熱性の向上
 - ・ 太陽光発電システムの導入
- ⑤ 温室効果ガスの低減に資する素材の選択
 - ・ 環境負荷の少ない素材の型枠の利用
 - ・ 再生資材の利用

5 管理段階

- ① 緑化など
 - ・ 緑化の推進と維持管理
- ② 設備の適正管理
 - ・ 空調設備の管理
 - ・ エレベーターの高度制御

6 修理、解体段階

- ① 廃棄物の減量
 - ・ 建設廃棄物の再資源化
 - ・ 廃棄物の有効利用

第5章 計画の推進、点検、評価

この計画に掲げた削減目標を達成するためには、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を定期的実施するとともに、全庁的な組織を設置し、計画の推進、進行管理を行います。

1 計画の推進

本計画の推進にあたって、益城町環境政策推進本部を設置する。

2 実施状況の点検・評価

本計画の実施状況を点検・評価するために、定期的に関係各課等へ使用量などの調査を依頼し、結果報告を基に総合的に評価改善していく。

3 職員への研修等

本計画の推進を図るため、職員に対し情報を提供し、研修会等を実施する。

4 計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況及び点検・評価については、毎年度、益城町ホームページ等により公表する。